

平成29年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 18 回 12 月 20 日（水曜日）

平成29年議会改革特別委員会 第18回

平成29年12月20日（水曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（9名）

2番	竹内政雄君	3番	新井好一君
4番	柿沼秀雄君	5番	小勝裕真君
6番	小坂徳蔵君	7番	佐伯由恵君
8番	大内清心君	9番	森本寿子君
10番	酒巻ふみ君		
(議長	福島正夫君)		

欠席委員（1名）

1番 野中芳子君

委員外議員

6番 池田年美君
18番 中條恵子君
22番 松本英子君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	江原千裕	議事課長	戸田実
主幹（議事・	三宅昌之	主査（議事・	酒巻俊郎
調査担当）		調査担当）	

説明のために出席した職員の職氏名

危機管理防災課長	今井秀行	主幹	加藤辰男
主査	新井輝明		

開会 午前 9時30分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、おはようございます。年末を控えて、寒さが一段と厳しくなってきました。そして、今年も残すところ10日余りとなりまして、それぞれご多忙のところ、第18回の議会改革特別委員会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

この1年間を振り返りますと、加須市議会の改革を目指して、最大の焦点となっております議会基本条例の制定に向けて、当初のロードマップのとおり順調に推移してきたのかなど、そんなふうに思っております。先月は、議会史上初めてとなる公聴会を実施いたしました。そして、年明けの1月からは、1か月間、これも議会史上初めてとなるわけですが、パブリックコメントを実施すると、そういう取り組みになっております。そして、本日から、加須市議会版BCP、業務継続計画の策定に本格的に取り組んでいきたいと思っております。市議会版BCPはご承知のとおり、大規模災害が発生した時に市議会が加須市の団体意思を決定する唯一の議事機関として、災害発生時からその機能を維持して、市議会として市民に責任を果たしていく。そのためにつくるものでございます。市議会版BCPを作る当たりましては、まずは加須市の業務継続計画が策定されておりますので、そのことを今日は学んで、認識をお互いに新たにして、その上で議会版BCPの策定に取りかかっていたいと、そのように思っております。

今日は大変お忙しいところ、環境安全部危機管理防災課の今井課長においでいただいております。いろいろ説明をいただいて、今日の協議を進めていきたいと思っております。本日も委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさついたします。どうぞ、よろしくお願いたします。

本日の委員会に大変お忙しいところ、福島議長にご出席をいただいております。福島議長から、ごあいさつをいただきます。



◎議長のあいさつ

○議長（福島正夫君） はい。改めて、皆さんおはようございます。本当に委員長のお話にもありましたが、年末の寒さ厳しい中、そして大変お忙しい中、委員の皆様方には全員ご出席いただきまして、ありがとうございます。いよいよ、この議会改革も本年最後となりまして、

来年度は政策に向けて進んでいくということでございますが、本年1年間、本当に皆さん方には熱心な協議をしていただきまして、ここまで進んできたのかなと、そんな感じがいたします。来年はまた、皆さん方にとって、素晴らしい年でありますよう、そして、何より市民にとって、素晴らしい年でありますよう祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。



◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） どうも、大変ありがとうございました。議長はその後、公務がございますので。どうもありがとうございました。

○議長（福島正夫君） 失礼いたします。

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第18回議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、お手元に配布してあります、次第に沿って進めてまいります。冒頭申し上げましたとおり、前回の委員会で確認してありますように、今日は、加須市の業務継続計画BCPについて、環境安全部危機管理防災課の今井課長においていただいております。また、関係職員も出席しておりますので、その点、委員の皆さんにはご了承ください。よろしく願いいたします。

それでは、これから今井課長に説明をいただいて、その後、少し質疑も受けたいと思います。ただし、前もってお願いしておきますけれども、委員会の議案に対する質疑ではありませんので、あまり難しい質疑は、今井課長に帰られると困りますので、その辺は考えただいて、お願いしたいと思います。

それでは、今井課長、よろしく願いいたします。

○危機管理防災課長（今井秀行君） はい。それでは改めまして、おはようございます。危機管理防災課の今井と申します。今日は、議会改革特別委員会ということで、業務継続計画についてご説明をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。時間的には、30分程度、説明をさせていただきます。

私は舌足らずのくせに早口なので、なかなか聞きづらい部分があるかと思いますが、ご了承願いたいと思います。今日は、先ほど委員長さんからお話がありましたが、危機管理防災課の方で二人、勉強のつもりで出席させてもらっています。まず、加藤主幹です。

○危機管理防災課主幹（加藤辰男君） 加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理防災課長（今井秀行君） それから、新井主査。

○危機管理防災課主査（新井輝明君） 新井と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理防災課長（今井秀行君） スクリーンと同じ資料が、お手元にメモ用に綴ってございます。こちらに従って説明をさせていただきますけれども、大きくは二本の柱で作っています。

一つは加須市業務継続計画（BCP）ということで、前半ではそのお話をさせていただいて、後半では議会事務局ともいろいろ話した中で、今後、議会の中で業務継続計画を立てることなので、私の個人的な考え方で恐縮なんですけれども、議会の業務継続計画の中ではどんな計画があればいいのかなということを考えましたので、その部分もちょっとだけ触れさせていただいて、今後、委員の皆さんの検討する参考の一つになればいいかなということで、説明をさせていただきます。

まずは改めて、業務継続計画とはということで、これはお互いに確認させていただきます。お手元の資料、スクリーンもそうですけれども、読ませていただきますと、災害発生時に市民の生命・財産・生活を保護するため、市が優先して取り組むべき業務（非常時優先業務）といいますけれども、これを効果的に遂行する上で、必要な資源の準備や対応方針・手段を定める。で、復旧を早めるための計画。これが業務継続計画ということでございます。これは、お互いに確認しておきたいと思います。

そのためには、何をするのかということで、大きく三つ載せていますけれども、事前の対策をどうするのか。事前に何をするのかをまず決めておく。これは、非常に大切なことの一つです。そして、もし、災害が発生した時に、委員さんも我々もそうですけれども、初動体制をどうするのか。時間の経過とともに、何をするのかを決めておく。これが一つあります。それから三つ目としますと、平常時における業務継続計画の維持・管理。これも含んでいるということで、これが業務継続計画とはというところの業務形態でございます。一番下に、小さい字で書いてありますけれども、いわゆる、非常時優先業務をやるんですよということです。大規模な災害にあっても、優先して実施すべき業務を決めておきましょう。それが計画でございます。まずは、これだと思います。

この業務継続計画に必要な6要素というのが、示されております。これは国・県の方からです。一般的に各自治体の中に6つの要素。これを言いますと、それぞれ6要素が必要だというふうに言われています。もともとはその6要素は、地域防災計画には明記されていまし

た。今、加須市では、独自の業務継続計画を別冊で作っていますけれども、もともと6要素は、地域防災計画に明記されていました。皆様のお手元に配りました市の業務継続計画、別冊にする必要が生じたのは、熊本地震発生後、特に単体で業務継続計画を備えておく必要があるという指導があったのです。それを受けて、地域防災計画から独立させたかったので、お手元にお配りしました業務継続計画でございますけれども、熊本地震発生以降に、特に、国とか県で別冊で作りなさいよといった経緯というのは、熊本地震の罹災証明書の発行とか、そういった業務がずいぶん遅れていたということで、住民に迷惑がかかってしまったということがあったので、やはり行政でも個別の計画として持っている必要があるということで、そういうような上からの通知があったということでございます。この六つの中の四つに、アンダーラインを引かせていただきましたけれども、ここは多分、今後、議会が策定する業務継続計画の中で明記してもいいのかなど気になったものですから、あえて、アンダーラインを引かせていただいたということでございます。

もう一回ここで、業務継続計画は、なぜ必要なのかということを確認させていただきます。大規模災害が発生しますと、庁舎、公共施設もそうですけれども、被災して、職員自身も被災する。あるいは我々職員も被災しますし、各種のインフラが被害を受ける。そうすると当然、市の業務が滞ってしまう。こうした状況において、市民の生活を守るために、様々な行政を続けなければならないということは、そういう状況があります。そのためには何をすべきか決めておく必要があるということは冒頭で言いましたけれども、そういうことであります。地域防災計画との違いは、先ほどもちょっと触れましたけれども、非常時優先業務を明確化していきましょうということです。業務継続計画が必要ですよということでございます。ここで、確認ということになります。非常時優先業務、いわゆる大規模な災害があっても、優先すべき業務を明確化しておきましょうということでございます。この画面は、おそらく市の業務継続計画に載ってまして、同じものがございますけれども、お手元に配りました資料の1ページです。同じものが図表1として載っていますけれども、非常時優先業務の部分、点線で囲った部分でございます。通常業務の中での、特に業務継続の優先度が高いものです。それから、地域防災計画に載っています災害時応急対策業務っていうのがありまして、それと他に、急に必要な優先度が高い業務。そういった三つを含め、優先業務となっています。参考に、震災対策編の9ページをご覧になっていただきたいと思います。9ページに非常時優先業務ということで載っていますけれども、こういったものがその中にはあります。災害時において、市の本来の役割を果たすために優先業務は何か、ということを決めている

ということでございます。市の業務継続計画の基本方針を定めておりまして、三つありますけれども、そのうち一つ、大きなポイントとしますと、やっぱり、災害発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害を最小限にとどめる。それが、やはり、市の第一の責務であるという認識のもとに、まず、市が優先すべきことは何かということで、非常時優先業務ということで定めているということでございます。

続いて、震災編で9ページから、風水害対策編で8ページから同じようなことがそれぞれ箇条書きでありますけれども、細かいことは各業務のそれぞれの部署で、また別途、定めています。例えば、必要な重要なデータについてはどうするかとかです。それぞれの部署で、税務課とかそういうところで、細かく定めております。後については、非常時優先業務を継続するためには、どうしても、人、職員が必要となりますので、その参集基準とか、参集時間、参集人員も事前に把握をしておく必要があるということで、市の場合では地震が起きれば、震度4の場合には、危機管理防災課及び各総合支所の職員、施設の責任者が集まる。震度5弱であれば、あらかじめ指定された職員。震度5強の場合には、全職員が参集、というようなことが、決めてあります。

それから風水害については、1時間に20ミリ以上の雨が降った場合には、我々が持っている携帯電話の警報が鳴って、参集とか、あるいは利根川や渡良瀬川の水位によって参集とか、そういう一定に基準を決めているところでございます。震災対策編業務継続計画の、7ページをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。ここに職員の参集可能人員ということで、それぞれの部署にこれだけの職員がいて、非常時優先業務をするためには、これだけの職員が必要ですよということが、一覧表が載っています。真ん中に建設部と上下水道部というのがございまして、建設部は59人の職員がいるのですけれども、災害があった場合には59人全員が必要だということになるのです。これは、当然インフラ対応でございます。もちろん、上下水道部も同じです。30人の職員で、30人が必要だということで、100%の職員が必要だということになっているのですけれども、先ほども言ったように、災害が起きた場合には、我々自身も被災しますので、全職員が集まるとは限らない。その場合にはどうするかといいますと、職員に不足が生じた場合には、過去に経験がある職員をそこに配置するとか、そういうことで流動的にやっっていこうということで、決めているところでございます。

もう一つは、年1回ですけれども、我々職員の非常招集訓練というのをやっています。例えば、11月1日から11月30日の間に職員招集訓練がありますからということで事前通告しておいて、いつやるかということは、分かりません。当日の朝6時50分、職員一斉メールを

出して、集まれというものです。そういう訓練をしておるのです。その結果ですけれども、今年 11 月 29 日にやった結果、職員一斉メールを流して、30 分以内には大体の 40%の職員が集まる。やっぱり本庁に近い方とか、支所に近い方は 40%集まってくる。1 時間以内には、大体 87%、9 割近くは集まっているということで、非常態勢はとれるのかなということは、確認ができています。毎年、同じようなデータが出ていますので、そういう訓練をしながら、そういうことも検証しながら、訓練しています。特に、り災・被災証明発行業務などの大切な業務でありますので、そういったところの確保もしっかりやっていく必要があると思いますので、そういう訓練をしながら、やっておるところであります。先ほども言いましたけれども、熊本地震でも、り災・被災証明の発行が、随分遅れたと言われておりますけれども、あれは行政が怠慢ではなくて、職員自身が被災したとか、道路が寸断されて職場に行けなかったとか、家が潰れて行けなかったとか、そんなことがあったので、やはりそういう事務が滞っていたということらしいです。ニュースでは、り災・被災証明が遅い遅いと言われていたようですが、実際には職員自身が被災していて、なかなか上手くいかなかったというのが、実際のところのようです。建設部や上下水道部と同じように、我々も過去に経験のある職員も配置しながらやっていくというふうに行っているということでございます。

あとは、業務を継続するためのマニュアルということで、物資の資源確保です。四つほど出していますけれども、これは当然必要なことでありますので、停電した場合に備えた様々な手段の確保、特にデータの適正管理。これはしっかりやらなければならないと思っています。備蓄ですね。災害を受ければ、我々は何日か庁舎にずっと詰め込んでいますので、その辺の食料なども、職員が最初のうちは 300 人必要ですから、これは本庁の 5 階にきちんと非常食を 700 人分を 3 日分、一応確保はしてあります。

これまで前段で触れたのが、市の業務継続計画。なぜ必要かの部分と、こういう対策をとっていますということ。細かい体制については、それぞれの部署で決めているのですけれども、大まかな流れ的にはそんなところにあります。ここから以降は、議会として業務継続計画を作るために、どう影響があるのか、私なりに考えてみたもので、もし震災が起きた場合には、議員さん自身も被災して、家屋が倒壊しておったり、身内が死傷してしまったりということで、もし議会中であっても定足数が足りない、参集できないという恐れがあったり、ライフラインの障害があつて参集が遅れるとか、いろいろなことが考えられますので、そういうこともあると。それから、ここの庁舎、議場も含めて損壊してしまつて、なかなかこういった会議もできない恐れもありますし、こういうふうに電気が使えないので、いろいろシ

システムが動かないので、上手くいろいろなことができない。特に通信機能が確保できないということで、この辺は我々もそうですけれども、議会としてもどうしようかということ、あらかじめ考えておく必要があるのかなと思います。風水害もです。自宅付近、特に浸水の恐れがあるところが、なかなか道路や交通が麻痺して来られないとか、そういったこともあって、やはり定足数が確保できないとか。本庁舎の場合には浸水の恐れは、そんなに無いのですけれども、もしも利根川の堤防が決壊したら、1階の部分は浸水の恐れがあるので、その場合はどうしようかということもあらかじめ考えておく必要があるのかなと思っております。

事前対策として、これ以外にもたくさんあると思うのですが、一番問題なのが、通信機能が麻痺してしまうということ。我々もそうです。それでも市内の被害状況とか確実に情報収集して、発信していかななくてはいけないというのはあるのですけれども、本当なら皆さんは言うまでもなく、市議会の議員さんというのも市民の代表であるということでもありますので、これは私の個人的な話で申し訳ないのですが、やはり、業務継続計画の中でも違う視点で、自主防災組織との連絡体制というのは、常日頃から議員さんそれぞれがもっている必要があるのかなと思っておりますし、自治会未登録世帯の状況把握はどうするんだという体制づくりも、日ごろからやっておいていただければ。我々も当然やりますけれども、議員さんにもお願いしたいと思います。それから、近隣自治体の議会との応援体制づくり。そんなこともやっておいていただけるといいかなと。これは個人的に思ったので、ちょっと3行入れたのですけれども。災害時には、「自助」「共助」「公助」なんですけれども、市議会の議員さんは、「自助」「共助」「公助」全てに関わることができると言ったら正解かどうか分かりませんが、そうなのかなと思いました。私どもは、どちらかというと、災害が起きてしまうと、「共助」の部分が関わってられない。言葉は良くないのですけれども、自分の命を助けた後は、すぐここに来てということなので、地域のことができないというがあるので、ですから、今私が言った3行を入れたのですけれども、「共助」の部分というのは、議会としてはあっているのかなと。あくまでも、加藤主幹や新井主査には相談していません。私が勝手に作った資料なので、加藤主幹は、いや違いますよと言われるかは分からないのですけれども、思ったところだったので、そんなことも、今後、BCPを作る中で入れていただいたら良いのではないかと考えております。

対策2としまして、先ほども言いましたけれども、議場が使えなかった場合を想定して、どうするのかなということをおあらかじめ決めておく必要があるのかなということで、またこ

の繰り返しですけれども、災害が起きた場合の指揮命令系統はどうするのかということ。携帯電話は使えないし、固定電話は使えない。その場合の連絡体制はどうするのか。あとは、地域の情報などの収集は、どうするのだとかです。執行機関との連絡体制はどうするのか、そんなことも決めておいていただければとよろしいかと思えます。括弧書きで、これも、私個人の見解ですけれども、個々の情報提供が災害対策本部にバーストと来られると、なかなか收拾がつかないところもあるので、できれば、ある程度議会の方でもまとめる組織を作っておいていただいて、まとめたものを代表して、順次持ってきていただけると、対策の順位が決めやすい。そんなこともあるので、これも入れたところです。

また、事前対策として、議会開催中に地震がきたとか、堤防が決壊しそうだとかの場合の対応。あるいは、閉会中にどういうふうに対応するか。開会中はそこにいますから、すぐにどうするってできますけれども、閉会中（夜間、休日含む）の参集基準なんかも決めておいていただけると良いのかなと思っております。誰が、どこに、何人来るのか決めておいていただいたら良いのかなというふうに思っております。

それから、災害時の対応として、災害対応を迅速かつ的確に行うためには、まず、議員と議会事務局職員の安否確認が必要なのでは、と思っております。それから、議会としての初動対応、参集の対応をどうするのかということも、入れておいた方が良いのかと。やはり、繰り返し言いますが、地域の情報収集・発信。ここがポイントなのかなと思っております。我々は、先ほど言いましたけれども、「自助」と「公助」はできるのですが、「共助」ができないのです。議員さんは、地域住民の代表というのがあるので、やはりいろいろなネットワークを自ら持っているながら、どうするのかということをもっていただければありがたいかなということで。災害現場と執行機関とのパイプ役であってほしい。これは、赤字で、私が個人的に思ったことをちょっと入れてしまったのですけれども、そういうことでございます。

時間の方もあるので、まとめの方に入っていきたいと思うのですが、実は、今日の研修の前に、加須市議会の産業建設常任委員会が大分市に行っており、その時の研修資料を見させていただきまして、大分市も議会のBCPを作られておられて、一通り目を通させていただきました。見ますと、議会が、特に定例会が開催中で、議案の審議中、継続審議をしている間、こういう場合にはこうしよう、こういう場合にはこうしようというようなことが、しっかりと書かれております。いろいろなケースがあるのですけれども、私が完全に目を通せない部分もあるかもしれませんが、開催中以外の閉会中の業務継続計画もあつたら良いと

思っています。そのためにも、私が最初に言うておりますけれども、開会中と閉会中の両方あると良いかなと思います。もし、閉会中なら参集基準とか、連絡体制とか、用意していたら良いのかなと。

あとは普段から、市民の皆様とのネットワークをどうすれば良いのかということを決めておいていただくと、非常に良いと思います。どこかの議会ですつとこちらに集まっていて、なかなか自分の地域に行かなかった議員さんがいらっしゃって、なんで今頃来るんだって言われたと。そうではなくて、いの一番に、議員さんは自分の地域に行っていただくとか決めていただければ良いのかなと思うんですね。状況を把握して集まって来るとか、その辺も決めておいていただければ、良いのかなと。最初に本庁に参集よりも、まずは地元を集まって、ネットワークを組んでおいていただいて、大丈夫か、こういう状況だということ把握していただいてから来るというのも、BCPの中に入れておいていただければ良いかなということ、この矢印の下にありますけれども、そのことも含めてご検討いただくと、ありがたいと思います。災害が起こりますと通信網が途絶えますので、地域の情報を我々は、つかめないのです。自治会長さんをお願いをしても、なかなかつかめないのです、そういうことをやっていただくと、助かると。鬼に金棒といったら変ですが、そのようなこともあるので、是非、そのことも含めていただいて、繰り返しますけれども、開会中と閉会中、両方あると良いかなというふうに思っています。

おそらく全国各地の議会の中で、業務継続計画は作成し始めているんでしょうね。いずれにしても、加須市議会が全国の自治体の参考になるような、計画になればいいかなと思いますので、そういう面では我々も勉強させていただいて、こういう資料を出せというのであれば、我々も勉強して出しますので、一緒にやっていきたいと思っています。

何を言っているか分かりにくい部分もあったかと思いますが、あとは委員長がおっしゃったように、質問を受けながら、補足の部分は説明していきたいと思っております。私の説明は以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（小坂徳蔵君） どうもありがとうございました。なかなかですね、要点をまとめて、あとは、議会で考えるべきポイントも示していただきました。大変示唆にとんだ、丁寧な説明であったと、私はそんなふうに受け止めております。

では、今井課長、もう少し質疑をしますのでお時間をいただいて、お願いします。では、今井課長から説明があったんですが、質問、質疑がありましたら、どうぞお願いします。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい。分かりやすい説明でした。それで、うちの地域の防災訓練を、この前やりました。それは、一番最小地域の訓練ですよ。今、話を聞いてますと、職員の皆さんも突然の災害が起きた想定で、年1回やっていると。良いことだなと思いました。この前のうちの方の防災訓練の結果というか、やり方というか、毎年、同じです。いかなものかという沸々としたものがあつたのですけれども。ただ消防車が5、6台並んで、待っているんです。ちょっと違うだろうと。市長が来て、災害が起きた時には皆さん隣り合わせで声をかけあつて。そうじゃないだろうと、話を聞いていて、災害というのは、急に来ますから、諸々、今やられている防災訓練は良いんですけれども、やり方をちょっと、今言った地区でやっていたらいい防災訓練も、市の職員がやられているような、いきなりというやり方で、それを積み重ねていった方が良いと。結果がこうだった、ああいう時に、ああしましょう、こうしましょうって、その方がためになるんじゃないかと思います。震災が来たら炊き出しをこうしましょうって、調理室に行って、炊き出しやったりね。そうじゃないでしょうって。震災というのはいきなり来るのだから。

ちょうど熊本の話が出ました。熊本はいまだに45件とか、ビニールハウスで生活してますよと報道されてましたよね。今言った対応が遅れたとか、それ以外にいろいろな問題があつたということで、そのところを議会も参考に、市の職員の皆さんもやっているということで、議員も一緒に入れてみたらどうなのかなって思ってみたりしましたけど。いきなりやれて言っても、じゃあ、議場に集まるのか、どうするのか、こっちが決まってからできないかなと、聞いていて思いましたけど。内容についても、これは良いんです。市の方は、防災計画の内容はすばらしいものができていますから。市長も、一生懸命各地域でやっていて、大したものだ、立派なものだ、区長を褒めていました。区長を褒めたってどうってことはないと思うのですが。そうじゃないでしょと。来ている人は、班長とか、そういう人しか来てないんですから違うでしょってというのが、どうもやっていて、なんとなく、実際災害が起きるといふ想定で、何時に集合がかかるか分かりませんよとか、そういう、市の職員の皆様のやっている方法で、市の地域でやられる災害の防災訓練も変更していかれたらどうか。いや、勉強になりますよ。災害起きたら、炊き出しをする。起きたらって、それ、起きて、1日、2日、3日、4日後の話でしょって言いたかつたんですけれども、みんなが一生懸命やってますから、何にも言わずに、一生懸命習得してくださいって話はしました。その度に救急のAEDをやっていました。その度に、みんな、やだつてやりません

よ。汚いとか、口付けるの嫌だとか、いろいろ、あります。諸々。やり方を、もう少し現実に近づけた、地域の防災訓練も、ちょっと、長くなって恐縮ですけどもね、これ、この間の話ですから、一番感じたものですから、ということなんで、市長さんにそんな話をして、危機管理防災課の中で、少しずつ、その防災訓練の地域のやり方を変えていただきたいかなと。それと、議員の皆さんにも、市の職員の皆さんがそういうことをやっているのであれば、似たような訓練を。それには、こっちの計画ができるのが先かなと思いつつ、聞かせていただきました。でも、よくやられていると思って、それは、感心させていただき、ただ、実際に起こったことがない、ありますけれども、昔は、利根川とかね、そうじゃなくて、今の人には、なかなか分かりづらいものがある。それと、じゃあ避難しましょうと言って、話しながら、キャーキャーしながら、デレデレ歩いたりというのが、通常ですよ。デレデレという言葉が、あれですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員、いいですか？

○10番（酒巻ふみ君） はい、終わります。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか、すみませんが、質疑は業務継続計画に関してに絞って言ってください。

○10番（酒巻ふみ君） すいません。

○委員長（小坂徳蔵君） 説明を受けていますので。それ以外のことを言われても。また、次に議題にしますので、その時また、おっしゃってください。他に。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい。全体的には、議会の果たす役割としては、自助意識を啓発することだとか、共助体制の中でどういう役割を果たすかというのが、やはり、市民の代表なんで、そう意味では、各地域に散らばっているわけですから、その地域の中の役割をどう果たすかというのが、かなり大きな問題になるんだと思うんで。ただ、執行部との関係があるから、それを個々にやると大変ですよということになって、常総市みたいに大混乱を起こすというようなことが、大きな教訓としてあるんだと思うんですよ。ですから、やはり、共助ということで、どういう役割を果たせるかということにかなりポイントを置いた、我々の議会側の対応。それには、組織体制をどうするかということを含めて、ある程度つくられれば、ポイントが押さえられるかなという感じがしますので、一番の肝心な点は、やはり、我々は市民の代表であるということで、その地域の中の災害状況や被害状況をどう把握するか、

どういふ対応をしていくかというの、現実的には執行部が対応するわけですけども、共助でやりながら、なおかつ、それに公の助けが必要であるということが、必要になってくるわけだから、その辺の役割が重要じゃないかなというふうに思いますよね。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） はい。職員の行動を聞きながら、やはり、情報をどういふふう収集をして、それをどういふふう発信していくのかっていうところが、大変、苦勞されているところ、やはり議会も同じかなというふうに思いますので、しっかりと、こいふやり方があるということも、教えていただきながら作っていくと良いと思つたことと、年に1回非常招集をやられているということで、これは多分、勤務先に行くということになるのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 今井課長。

○危機管理防災課長（今井秀行君） 個人の携帯のメールアドレスを、全部集約しているの、一斉にメールを送信します。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） 機械の操作になるのですけれども、集合するときの足は、どういふふうになっているのか。私たちも道路が寸断された時には車では来られないので、足の確保をどうしているのか。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、全くの自助です。自分で、自転車か、徒歩か。

○危機管理防災課長（今井秀行君） 委員長がおっしゃるとおり、電車やバスは駄目ですから、自転車か徒歩。例えばですけども、私は北川辺に住んでいます。それで、大規模な地震が起きた場合には、埼玉大橋が通れなくて本庁舎に来られないので、私は支所に行ってしまうかもしれません。そういうことは、臨機応変にやるしかないと思つているんです。北川辺総合支所まで歩いて行って、そこで、本部と連絡をとるとか。それは何とも言えないですけども、いずれにしても、そういう体制かなと思つています。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） はい。議員はここに集まるのか、支所に集まるのか。そういうことも考えないといけないのかなというふうに思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。それをつくるのが市議会版BCPなので、それはこれから議論していきます。まだ、ありますか。

○9番（森本寿子君） いいです。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） はい。先ほどの新井委員と同じ意見ですけれども、議員として できることって部分で、一番大きいのが共助っていうところで、やっぱり、すぐに集まるとい
うことよりも地域の状況を見て、何が困っているのか、どうしたら良いのか、どうしてほしい
のかという声を集めるっていうことが非常に大事ななと思ったんですけれども、議員不在
の地域もあるので、この辺のことをどうしたら良いのかなというところも、何か方法があっ
て明確にしていければ、BCPの方に載せていければ良いと思ったんですけれども、何かい
い案がありますか。

○委員長（小坂徳蔵君） 今井課長、何かもし良い案があれば教えてください。

○危機管理防災課長（今井秀行君） はい。おっしゃる通りで、実は現在、特に議員さんとの
ネットワークをどうしようというのは無い状況です。無いというか、本当に災害が起きれば
そうなんですけれども、今のところ自治防災組織とのネットワークというのが、我々も不十
分な部分があるので、今のところ具体的には無いんです。無いんですが、この間も新井主査
のところにも自主防災組織を新たに立ち上げたいということで、区長さんがいらっしゃったの
ですけれども、やはり連絡体制をどうするかが困っていると。ここをどうしようか、どうク
リアしようかと悩んでいるので、防災無線でなんとかできないかとか相談に来ていましたけ
れども、やはり課題としてあるんです。我々もそうなんです。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。大内委員。

○8番（大内清心君） はい。

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） はい。この間、産業建設常任委員会で大分市に行きまして、大分市議
会の議員さんにレクチャーを受けました。その中でこれは良いと思ったのは、議員さんが各
地区から出ているんですけれども、中には、三俣とか出ていない地域もあるわけですね。
それで、あらかじめ何人かの議員でグループを作って、あなたたちはここが担当ですよって
議員をいくつかに分け、その人たちがグループごとにあらかじめ地域の一番危ない部分を視
察したり、勉強会を開いておく。そういうふうを決めておくと、さっきのような、議員がだ
いたい担当する所、東西南北、南北でも良いんですけれども、やはり、各地区で一人ずつ出

ていれば問題ないんですけども、出ていない地区もあるの、その辺も大事なのかなと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。

○2番（竹内政雄君） それとですね、もう一つ、最近、空き家を被災者の方に提供するというのが、だいぶ新聞紙上、マスコミでうたわれているんですね。この辺、やはり、これだけの空き家があるので、加須市の場合はどうするか、そういうのもこれから検討していく時期なのかなと。それは、議会とは関係ないですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。他に、ございませんか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。今井課長さんには、まずは加須市の業務継続計画について、その後、議会が策定するにあたってのポイントということで、大きく2つに分けてお話をいただきました。ありがとうございます。私、せっかくの機会なので、加須市の業務継続計画、もうちょっと知りたいんですね。この資料2ページに必要な6要素の説明がありました。この6要素で、先ほど具体的に説明があったのは、①の職員の参集体制。それから、③の電気、水道。特に食料等の確保。この説明がありました。そして6番の非常時優先業務の整理ということで、資料のページをお示ししながら説明をいただきました。あとのことにつきまして、少しかいつまんで説明をしていただけたらと思うんですね。例えば、首長不在の時の明確な代行順位とか、それから、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、それから、多様な通信手段の確保、こういったところで、加須市の業務継続計画がどうなっているのか、せっかくの機会なので、かいつまんでご説明いただければ、さらに私たちは加須市の内容が分かりますので。

○委員長（小坂徳蔵君） 今井課長。

○危機管理防災課長（今井秀行君） それでは2ページの6要素についてですけども、まず、首長不在時の明確な代行順位ですけども、これは市長が参集できない場合には、副市長。副市長も参集できない時には教育長ということ。それは、地域防災計画にうたってあって、それぞれ3役が十分わかっている状況ということになります。例えば、危機管理防災課で私がだめな場合には、加藤主幹というふうに、一応、内々では決めています。職員の参集体制についても、やはり先ほども必要職員数が出ましたけれども、何人中最低何人必要かということ、これはきちんと計算して出すようになっているということでございます。

それから、ここが使えなくなった時の代替施設ですけれども、本庁がだめな場合には、加須消防署が代替施設ということになっております。北川辺地域ですと堤防が決壊する恐れもあるので、北川辺総合支所は浸水してしまうので、その場合には北川辺スポーツ遊学館の方に全て本部機能と支所機能を移行するということは決めてあります。

それから通信手段については、基本的にはっきり言って、確保と言っても明確には無いんですが、後で加藤主幹の方から説明します。データのバックアップは、常時、それぞれが、例えば税務課であれば税務課の方で、ハードの方に全部バックアップして、あと、当然、冊子としても全部持っているということでございます。

○委員長（小坂徳蔵君） 加藤主幹。どうぞ。

○危機管理防災課主幹（加藤辰男君） はい。通信手段につきましては、地域防災計画の中で、警察無線を使う。それから県の防災無線も使う。それから市のMCAを中心とした無線。その他に業務継続計画の6ページにもお示ししてございますが、当初の通信手段としては、停電対応専用の電話。それから災害時優先電話、これは携帯電話になります。それからアナログ電話。電気が使えなくても、数字がアナログのものです。それから、MCA無線機。これも庁舎内にもおいておりますので、こういったものを活用します。その他に事務室等にある停電対応電話等、そういったものを使って、通信手段を出来るだけ確保していきます。また、非常用携帯電話の充電器なども備えておりますので、そういった形で、通信手段が途絶しないように、業務を計画しております。以上になります。

○7番（佐伯由恵君） はい、ありがとうございました。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他にございませんか。無ければ業務継続計画が大変大事なテーマですので、委員会外議員でもし質疑があれば受けますけれども。いいですか。じゃあ、委員会外議員の質疑は、これで終わります。

今井課長並びに加藤主幹、新井主査、特に今井課長には懇切丁寧にポイントをまとめた説明をしていただきました。本当に、ありがとうございました。また、議会で今日から本格的に協議を進めていきますけれども、市議会版BCPの策定の各段階で、事前協議ということで、今井課長には、その時にはまた相談に乗っていただきたいと、アドバイスいただきたいと考えておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。今日は今井課長並びに担当職員の皆様には、本当にありがとうございました。

○危機管理防災課長（今井秀行君） ありがとうございました。

◇

◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩いたします。再開は 40 分からといたします。

休憩 午前 10 時 25 分

開議 午前 10 時 40 分

◇

◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、委員会を再開いたします。

◇

○委員長（小坂徳蔵君） 改めて、次第にのっとり進めていきます。それでは、報告事項から始めていきます。「公聴会での意見に対する市議会の見解について」でありますけれども、前回の委員会で、市議会基本条例素案に対する公聴会で、公述人から寄せられた意見が全部で 11 項目ございました。それについては、公述人の意見に対する加須市議会の見解を取りまとめ、市民に公表することを決定いたしました。市議会のホームページに掲載しました。その内容が、配布してある資料 1 でございます。この件につきましては、江原局長から、説明をいたさせます。江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。それでは、私、江原の方から、資料 1 につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。大変恐縮でございますが、着席にて説明させていただきたいと存じます。

資料 1 をご覧ください。市のホームページの市議会のページに 11 月 17 日に開催した公聴会について、資料 1 のとおり掲載をさせていただきました。公聴会のページでは、まず、特別委員会委員を含めた市議会議員 20 名。傍聴にお越しいただいた自治協力団体の役員の皆様方 27 名。総勢約 50 名が出席し、市民各層から選出された公述人 4 人の方々から、貴重な

ご意見をいただきましたことを紹介しております。

その次に、当日の会議録につきまして、公聴会会議録というボタンを下につくりまして、そこをクリックすると、会議録が開くようにしてあります。さらに、公述人の方々からの意見に対する市議会の見解を裏面のように、一覧表にして、一目で分かるように掲載をさせていただき市議会の見解を公表させていただきました。

公聴会の実施は、加須市議会史上初めての出来事ということでございました。なお、この公聴会の実施につきまして、全国市議会の最新の平成 29 年度、市議会の活動に関する実態調査結果。この秋に発表されたものを見てみますと、平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間、全国の 814 市におきまして、本会議における公聴会の開催事例は 0 件。常任委員会における公聴会の開催事例は 1 件。特別委員会における公聴会の開催事例は 0 件。という状況でございまして、加須市議会の議会改革特別委員会が今回、公聴会を開催したことは、全国的にも、大変、貴重な事例でありまして、先進事例の一つと言えるのではないかなと思っております。改めまして、小坂委員長はじめ、特別委員会の皆様、市議会議員の皆様に、ご協力に感謝を申し上げます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。そういう内容になっておりますので、さらに我々の目的に近づいていくために、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それから、この間、市議会基本条例案に対するパブリックコメントの応募方法については、市議会のホームページにアップしてあります。その記事を掲載した市報、今月の 15 日号が、今、市民に配布されております。去る 18 日に自治協力団体の役員の会合がありまして、その時、戸田議事課長が直接お邪魔をして事情を説明して、個別にお渡ししてあります。来月、年を明ければ、また自治協力団体の全会長さん、区長さんが集まる会合がありますが、その時にまた戸田議事課長がお邪魔をして、趣旨を説明して、協力をお願いをするという予定でおりますので、あらかじめ、皆さんにご報告しておきます。

それでは、協議事項に移ります。まず、(1)の「加須市議会業務継続計画素案の課題及び工程表について」を議題といたします。業務継続計画素案に関しては、資料の 2-1 に掲載しております。また、加須市議会版 B C P（業務継続計画）を策定する工程表を資料 2-2 に掲載してあります。はじめに、業務継続計画素案から、協議をします。この件に関しては、私の方から説明をいたします。資料の 2-1 をご覧ください。一応、試案ということで、試みの案ということにしてあります。こういうことで、進めたらどうなのかということで、全体で大きく 7 項目で、分けてあります。1 が、加須市議会業務継続計画（加須市議会版 B C

P) 策定の基本的な考え方ということで、二つあります。①として、大規模災害発生時に、市民の代表機関である市議会と議員はどのように行動するのか。市議会業務継続計画、要するに、大規模災害発生、緊急事態発生時に、市議会が即応できる体制をつくること。②として、業務継続計画（BCP）をつくり、市議会の機能をできるだけ早い段階で回復させ、その機能を維持できる危機管理体制を準備しておく。そして、市議会が加須市の意思決定機関として、その役割と責任をしっかりと果たし行動していくことが重要な課題である。この観点から、策定をしていくということで、これは、市議会基本条例案の第 27 条に、災害時における議会の対応を定めております。これは、第 27 条は、議会は、大規模災害発生時においては、市長等と連携協力し、議会災害対策会議を設置し、災害情報を共有するとともに、加須市議会業務継続計画に基づき、議会業務を維持、継続し、市民の代表機関としての責務を果たさなければならない。要するに、このように定めております。これに基づいて、業務継続計画を策定していくという内容であります。

二番目が、災害の種類に応じ、対応する危機管理体制をあらかじめ定めておく。災害の種類としては、地震、それから水害、風害、それからその他とありまして、その他の中には、例えば、新型インフルエンザの問題があります。これは保健センターで、既に備蓄もしております。それから、この 100 キロ圏の中には、東海第二原発がありまして、福島原発の場合には、放射能がこちらまで飛散してきたわけでありまして、福島原発は、200 キロ圏内です。それでもあれだけの被害が出て、この間伊方原発の訴訟があつて、あれは阿蘇山の噴火で、火砕流が起きた場合に備えが不十分だということで、差し止め命令が出ているわけですが、130 キロの距離だということに言われております。ですから、東海第二原発は、どれだけ近い位置にあるのかということになりまして、そういうことが入ってくるのかなということで、思っております。それで、米印に書いてありますが、想定内および想定外の災害に対しては、減災の考え方をベースに市議会の管理体制をつくって対応する。ここがポイントなのかなと思います。

それで、三番目としては、市議会の災害対応マニュアルをあらかじめ定めておく。これは、①として、市議会開会中の災害対応マニュアルを定めておく。これは、ローマ数字の i で書いてあるんですが、本会議、委員会開会中に災害が発生した時の対応マニュアルを定めておく。開会中は直ちに「休憩」して、あるいは「散会」の手続きをとり、次の対応に移る。事態の状況を速やかに把握し、市議会に「議会災害対策会議」を設置する。これは、市議会基本条例の第 27 条に基づくということでありまして。②として、市議会閉会中の災害対応

マニュアルをつくるということです。これは、先ず、議会事務局による議員と職員の安否確認の体制をつくる。それから、緊急時に参集する事務局職員の対応を決めておく。基本的には議会事務局に集まる。そういう意味では、議会事務局職員の体制と位置付けということが、必要になってくるということです。ここに、参考ということで書いてありますが、地震発生時の職員配備体制の概要。これは加須市防災計画に基づいて、ここに掲載してありますが、全体では災害に対して、地震の場合なんですが、第1配備、第2配備、第3配備という、3つの段階に加須市の場合分かれております。第1配備は、震度4。先ほど今井課長から説明がありましたが、これは、震度4以上4.5未満ということで、この場合は、第1配備（準備態勢）に入るということであります。それから、第2配備、これは警戒体制をとっていくわけですが、これは震度5弱。これは震度4.5以上から5.0未満がここに入りまして、第2配備の場合には、災害警戒本部を設置する。これは、本部長は副市長で、下の方に各部であらかじめ指名された職員を配備するということであります。それから、第3配備、これが非常体制で、震度5強以上です。災害対策本部を直ちに立ち上げて、本部長は市長、そして副本部長は副市長と教育長。そして、本部委員に部長17人、消防署長がこれに組み込まれると。ですから、この部長の中には、議会事務局長が入っていくということになっております。これに合わせたマニュアルを作っていくということになります。

それから4番なんですが、これも市議会基本条例案の第27条に基づく災害時・緊急時に「議会災害対策会議」を設置するという課題が出てまいります。全体で、①として議会災害対策会議は、執行部の災害対策本部発足と同時に設置すると。これは、緊急の会議招集は議長が行う。ですから、この場合、執行部の災害対策本部ということなんですが、考え方としては先ほどの、第1配備、第2配備、第3配備まであるんですけども、第2配備。要するに、震度5弱で災害警戒本部が設置された時は、議会として、議会災害対策会議を設置するという方向でいいのかなと、そんなふうに思います。対策会議の構成なんですが、これについては、正・副議長、そして各会派の代表者です。それで、③として、災害対策本部と市議会との連絡・調整の関係をつくる必要がある。それは、個々に議員が担当課に、申し入れを行うと混乱を発生させるということでありまして、この、災害対策本部と市議会との連絡・調整の関係をつくる必要があるということでもあります。これは、ローマ数字のiで書いてあるんですが、議会事務局長は、先ほど言いましたように、災害対策本部付となります。ですから、市長部局と協議し、市議会との連絡・調整の役割が果たせるように位置付ける。要するに、議会災害対策会議と市の対策本部との連絡調整は、局長を通じて行うという内容であ

ります。それから、したがって局長が災害対策本部付となってしまいますので、議会の災害対策会議の事務局責任者は、議事課長が対応すると、そうせざるを得ないということです。それから、③は④のミスでありまして、災害対策会議の取り組みが、この次に入ります。これは、だいたい4段階に分かれて、考えておく必要があると思っております。それは、初期で、災害発生から3日までの間ですね。これは職員、議員の安否確認、情報収集。それから中期、これは災害発生から3日から7日、要するに1週間。これは中期と考えて、災害情報の収集、把握、共有。それから、後期。これは、7日から1か月。この間に、市議会機能の早期復旧。復興対策や、予算などの審議ができるようにする。1か月後、これは平常時の市議会機能体制に戻る。この4段階に分かれて、最初の1か月後には、平常時に戻るわけですから、実際には、3段階に分けて、市議会版BCPを作っていくということになるかと思っております。それからその下に、市議会が住民の救援、復旧のために働くために、情報提供できる体制を速やかにつくる。そして、被災者の要望を受けて、市議会内で整理し、執行機関にしっかり伝える仕組みをつくる。これは、局長を通じて行うという内容であります。それから、市議会として、救援や復興の対策をできるだけ早い段階でまとめる必要がある。ここは、すべて、議会災害対策会議で行っていくということでもあります。参考までに、ここに加須市災害対策本部の要点を示してあります。組織は、本部長は市長になるということ、もし市長が不在の時には、副本部長と順番は決めてあるということでもあります。設置場所は、本庁舎の3階の庁議室ということでもあります。加須市災害対策本部の設置基準と、先ほど言いました、第3配備の場合の、震災、風水害、それから新型インフルエンザ、このような基準が定められているということでもあります。

4ページをご覧ください。5番目ではありますが、市議会（市役所4階）が損壊したとき、第2、第3の参集場所を決めておく。要するに、議員の参集場所ですね。これを決めておくということでもあります。それから、この場合には、市議会の各種会議を開ける公共施設をあらかじめ決めておく必要がある。これについては、執行機関との事前調整が必要だということです。

それから6番。これは、行政視察時等の危機管理対応マニュアルをつくるということです。①として、県外の行政視察の場合、必ず一定数の議員が市内に滞在する措置を講ずると下に書いてありますが、3常任委員会の同時視察は行わない。危機管理上、当然のことなんですが、こうしたマニュアルもしっかりつくっておくということでもあります。②として、行政視察中に大規模災害が発生した場合、直ちに視察を中断して加須市に戻ると。例えば、関西の

方に視察に行った場合、例の東南海地震ですね、最近また新聞報道されていましたが、その場合にどうするのかということが出てきますので、あらかじめ、これはマニュアルに定めておく。例えば出張中に大災害が発生し、加須市に戻れない場合の措置も想定しておくということです。

それから、7番目が災害時の市議会の役割についてということで、①は、救援段階より復旧や復興の段階の方が、市議会の果たす役割が大きくなると。したがって、市議会が住民と一緒に復旧や復興を考えて取り組む。それから、②番目として第1段階が復興計画であります。これは、市議会が議決案件とし、審議を通じて市議会も責任を持ち、復興を市民と一緒に考えて対応するという内容で、これは、議会基本条例案の第23条に議決事件を定めております。これの第3号が大規模災害からの復興に関する法律に規定する災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関すること。これは、議会の議決事件にしてありますので、ここにつながっていくという内容です。大まかに、この7項目に基づいて、これから協議を進めていきたいというふうに、試み案として皆さん方にお示しをいたしました。私の説明に対して、委員間の自由討議といたします。質疑や意見のある方は、挙手を願います。一応、先ほど、今井課長の方から、市議会に対する提言などもありましたが、おおむねこの中に含まれてくるのかなって、そんなふうに思っております。

それでは、もう少し具体的にするために、資料の2-2をご覧ください。これは、加須市議会版BCP（業務継続計画）策定に関する工程表です。こうすれば良いのではないかと工程表をここに示してあります。これまでの協議経過としては、このBCPに関しては、第10回の委員会で、これ5月23日ですけれども、市議会版BCP策定に向けての課題を協議しております。それから第11回、これは6月1日ですけれども、加須市業務継続計画、これは震災対策編と風水害対策編について話し合っております。それから、第12回、7月13日だったんですが、市議会版BCPの項目を検討いたしております。そして、加須市議会版BCP策定の工程表で、本日第18回に加須市業務継続計画を研修しました。加須市議会版BCP策定の工程表を、協議しているということになっております。それで、これからの進め方なんですが、まずは、来年の1月に加須市議会版BCP策定の基本的な考え方、この辺をやっていききたいということで、ここに書いてあります。それではまず、加須市議会版BCP策定の基本的な考え方。ちょっと枠組みに書いてありますが、加須市議会としては、この辺が原点かなと思って記しましたので、ちょっと読みます。平成23年3月11日発生の中日本大震災発生時に、加須市議会は第1回定例会を開会中で、予算特別委員会最終日で、総括質疑の最

中であった。加須市内は震度5弱の強い地震に襲われ、市内では家屋の損壊が3千棟を超えた。しかし市議会は、改選時の市議選が目前に迫っていたこともあり、市民の代表機関として、残念ながらその役割を果たすことができなかった。さらに、平成27年9月には東日本豪雨が発生し、利根川などの水害が危惧された。こうした経緯を踏まえ、加須市の唯一の意思決定機関であり、市民の代表機関および議事機関である加須市議会が、大規模災害発生時にその機能と役割を維持し、市民に対してその責任を果たすため、加須市議会版BCP（業務継続計画）を策定するものである。これが、基本的な考え方かなど。まずは、これが一番の出発点かなど、そんなふうに思いましたので、このように記しました。その下の方ですが、大規模災害時における市議会の機能を早い段階で回復させ、その機能を維持できる加須市議会危機管理体制を準備すると。災害の種類に応じて対応する危機管理体制を構築すると。具体的には、市議会の災害対応マニュアルをあらかじめ定めておくこと。これは、議会事務局職員の対応。これについては、職員の本人、それから職員のご家族、そして住宅等。それから、議員の初期対応では、議員の安否確認、そして議員の家族がどうなのか、住宅がどうなのか。その辺を、初期対応としては、取り組んでいくと。これはマニュアルで定めていくということでもあります。それで、2ページ、裏面を見てください。大規模災害発生時に応じたマニュアルを作成するというので、4点あります。それは、まず市議会開会中に災害が発生した場合。それから、勤務時間内に発生した場合。午前8時30分から午後5時15分まで。それから勤務時間外に発生した場合。要するに午後5時15分以降ですね。例えば午後7時とかですね、災害が発生した場合。それから、休日、夜間に発生した場合。例えば、夜中の午前0時とか、1時とかですね。そういう場合、地震が発生した場合ということになってまいります。この部分について、まずは、1月に、この部分まで、協議を行っていきたいというのが、工程表です。ただ、これは、それぞれマニュアルを4項目にわたって作っていくのは、大変なものです。それで、とりあえず、まずは勤務時間内に地震が発生したと、その部分をまずは策定して、皆さんにご意見を伺いたいと思っております。まずは、そこからかなと思っております。それから、研修は抜かして、2月の部分があります。加須市議会版BCPの基本的な考え方、市議会の災害対応マニュアルを策定する。要するに、1月から2月にかけて、この部分について、まずはマニュアルを策定していくということと考えております。それから3月なんですけど、3月は大規模災害発生時に設置する「議会災害対策会議」の要項を協議し、策定するというのであります。だいたいこの部分までできた段階で、市長部局、要するに環境安全部と事前協議を開催するという段取りでどうなのかなということと考えております。

4月、年度が替わるわけですが、4月に大規模災害発生時に市役所4階が損壊した場合、議員の参集場所、あとは会議を行う場所をどうするのか協議いただく。それから、行政視察等の対応についても、4月に合わせてご協議いただこうと思っております。それで5月に入りまして、災害時における市議会の役割、加須市議会版BCP（業務継続計画）案を最終チェックし、策定する。こういう工程でいけば、6月に加須市議会基本条例を上程することになりますので、それに合わせて、この加須市議会版BCPも策定できていくのかなあということで、このように工程表を考えてみました。これが業務継続計画素案の課題と工程表という内容です。自由討議に入りますので、質問や質疑等ありましたら、意見ありましたら、挙手を願います。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい。議会版の業務継続計画を作ることにについては、皆さん自身が非常に関心があるわけですから、これは、作るということですとずっと議論してきたことですから、結構なことだと思うんですけども、我々の議会基本条例を作る目標が6月議会という想定でやってきたわけですよ。その内容の中に災害時の対応ということが、個々の内容が、この議会の対応ということになるんで、必ずしもこのボリュームというのが、相当なボリュームがあるんだよね。今、委員長が説明したように議会版として作るということは、それぞれを作ると相当なエネルギーと力量が必要だということがあるので、必ずしも条例の制定と業務継続計画（加須市議会版BCP）を作る目標の時期が一致しなくてもいいと、それは継続して、我々の任期というのがあるのですから、その任期の期間に完成させれば良いという考えの方が良いんじゃないかなと、私は思うわけね。なぜならば、その前にいくつかの我々が、もう少し率直に議論しなければならぬ課題というものもあるわけですから、それらについては、全体の、あと我々の任期が1年半くらいという間隔の中で見た場合に、議論の優先順位みたいなものをもう少し考える必要があるんじゃないかなというふうに思うので、これは作ることは賛成ですけども、必ずしも6月にとられる必要はないというふうに、私は思います。今のところ。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんか。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 確認なんですけれども、資料の2-1の方では、災害対応マニュアル

を定めておくというところで、開会中と閉会中ということになっているんですけども、こちらの資料2-2の方では、先ほどの4本のマニュアルは膨大なものがあるという話があって、まずは、勤務時間内の発生からということだったんですけども、ここには、閉会中の災害対応マニュアルは記さないのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、とりあえずまずは、次の委員会、第19回の委員会が、1月に開催する予定になっておりますけれども、その時までには、勤務時間内の、要するに地震が発生した場合のマニュアルだけは示したいと。ですから、4つあるんですけども、そのうちの一つだけです。それしか作れません。それを作った後で、そうすると、時間外がありますよね、時間外のやつを定めれば、今度、休日夜間ができますよね。できてきます。それと、議会の開会中はどうするのかという、比較的、みんな居るときのことですから、簡単になりますので、ですから災害対応マニュアルの、一番の基本となる勤務時間内のものを最初に皆さんに示したいと。そこでまた、いろいろ意見を出してもらって、踏まえて、時間外だとかそちらの方に移っていきたいとそんなふうに思っております。はい、どうぞ、大内委員。

○8番（大内清心君） 閉会中の災害発生というようなことで、時間外の中に含まれてくるってことですか。

○委員長（小坂徳蔵君） そういことです。休日ですから、休日、夜間も全部そうです。閉会中のことです。もちろん、それは閉会中でもあります、開会中でも、それは当てはめていくということになります。

○8番（大内清心君） まずは、この勤務時間内の発生の中のものを次回協議をして、その次またっていうふうに、一つ一つやっていながら、その他の部分でも協議をしていって、多分、膨大なものになるんだと思うんですけども、それを膨らませていくということだと思わうんですけども。そういえば、この前、産業建設常任委員会で視察に行かれた大分市のそういった状況を参考に示してもらえたらいいのかなと思ったんですけども、それは、いかがですか。あまり参考にならないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） だいたい、災害時に議会がどうするのかというイメージは、ありますけれども、それぞれ視察に行っている方は、資料をお持ちだと思いますので、それは後でご覧になっていただいて、この場に反映していただければ、それで取り組んでいきたいと思っております。あくまでも、これ加須市議会版BCPなので、自分たちの協議の中で、参考になるものがあれば、また皆さん方委員から出された意見については、協議していくということと思っております。ですから、何かひな形があって、それに合わせていくようなことは、

考えておりません。それは、そもそも議会の基本条例そのものが、我々もそのようにして作ってききましたので、市議会版BCPも、皆さんから出された意見をもとにして、作っていきたいと思っております。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） ちょっと、その前に、大内委員いいですか。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） ちょっと、飛躍するかもしれません。これを策定中の期間内に災害が起きた場合のことも、片隅に入れておく必要があるのかなど。北朝鮮はどうののだとか、日本海は大変な騒ぎになってます。ちょっと飛躍していると思いますよ。でも、それも一つの思案する部分かなど。その場合に、策定される前にももちろん起きないことを願いますけれども、この辺のこと、ちょっと考えすぎ、老婆心かもしれません。それだけです。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。それは考え方として、これから、また委員会の回を重ねていくにしたがって、マニュアルだとかできていくと思います。その段階で、もし、そういう地震が起きたとか何だという場合には、そこまでのことを踏まえて対応していくというのは当然のことです。これは。他にございませんか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。新井委員から、この議会の業務継続計画、これは、基本条例の制定の6月にこだわらなくてもいいんじゃないかというお話がありました。私たちは、議会基本条例素案を前回、議会基本条例案として確定して、そういった議論を積み上げて、ここまでやってきました。その第27条にはしっかりと、加須市議会業務継続計画に基づきということで明記されています。私たちは、議論して、これを決めてきているわけです。私たちの任期は、約1年ということになりますけれども、やはり任期も考えて、これも合わせて決めていくということが、私たちが、この間、議論してきたことに基づくものだと思っておりますから、基本条例と合わせて、この業務継続計画は、決めていくと、策定していくということが、基本だと思います。ただ、これは議論の積み重ねは必要だと思っています。必要な会議を行って、やっていくということで、例えば議論をして6月に間に合わなかった場合、その場合は、9月に出すとか、そういうことも含めて、目標は6月ですけれども、併せて出すということが、この条例に掲げてあることだと思うんですね。そこは、しっかりと基本に

据えてやっていく必要があるかと思えます。先ほど、委員長の方から、資料2-1、2-2について説明がありました。2-1の方では、その条例案に基づいて、第27条に基づいて、この議会業務継続計画を作るといふことの説明がありました。また、これに基づいて、議会災害対策会議、これも、基本条例の中に盛り込んであるんですね。これを設置するといふことで、基本的なところが、説明があったところが基本だと思っております。それから2ページについては、これは、加須市の方の体制が、図で出ていますけれども、これとタイアップして、市議会も、第1配備、第2配備、特に第3配備で、この災害対策本部、これに合わせて、議会としての対策会議を作っていくといふことで、市とのタイアップってところでも、こういうやり方がいいと、私、話を聞いていて、説明を聞いていて思いました。それから4ページなんですけれども、この議決事件、これは基本条例案の第23条にあるんですけれども、ここの(3)に基づいて、復旧、復興に対する議会からの議決事件として、審議するといふことも、まさに基本条例に沿った取り組みだと思っております。それから、戻りますけれども、その災害の種類として、地震、水害、風害、その他といふことで、市の方は、そうなっているんですけれども、ここに、やはり原発を入れていくといふこと、この間、強く感じております。3.11の時は、あそこの東海第二原発は、1週間前、防潮堤を約1メートルかさ上げたことによって、災害を免れたといふことを、私、聞いています。それが、1週間前に工事が完了していなかったら、まさしくこども、3.11の時に大きな被害にあったといふことを思うと、本当に危機一髪だったといふふうに思っています。その点では、この間の教訓から、原発の災害についても、きちんとして入れていくといふこと、大切さを感じています。それから資料2-2の方の工程表なんですけれども、ここに加須市議会としてのBCP策定の基本的な計画と、基本的な考え方とあるんですけれども、まさに、この時、予算特別委員会だったんですが、私たちは、4階の窓から屋根の瓦がガラガラ落ちていくのを見ているだけで、なすすべがなかったんですね。本当に、この業務継続計画を作っていくことの大切さを強く今、感じております。これがやはり基本的な考えかなといふふうに思っています。それから、その裏なんですけれど、工程表があるんですけれども、大変忙しい中でも、委員の皆さんと頑張って、この計画が作れたらと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。他に。

○5番（小勝裕真君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○5番（小勝裕真君） はい。今、工程表の話も佐伯委員の方からありましたけれども、東日

本大震災の時、私は委員ではなくて、自宅にいたんですが、そのあと、議会、あるいは議員としてのことができなかつた。これ、教訓、反省だと思います。やはり、計画がなければ、行動ができないと思いますので。ただ、新井委員が、かなりのボリュームがあるということでの発言だと思いますから、基本的には今、示された工程にしたがって、まず進めていくこと、努力が必要じゃないかなと、私は思います。特に委員は10名ですから、持ち帰って、会派の中でも、党の中でも、十分な話をしたいと思いますし、まず、計画に沿って、できるだけ早くできればいいなというふうに、お願いをしたいと思います。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 佐伯委員の方から、お話があったんですけども、私は、作ることは別に否定はしてないんですよ。出来るだけ、それは6月に間に合えば、間に合うに越したことはないんだけど、ボリュームがかなりあるんで、あともうひとつは、我々のこの議会改革特別委員会を出発するに当って、それぞれ、条例をつくるっていうのが、大きな目標だったわけで、そのための議論がこれだけ積み重なってきたということは、これは、大いに評価するところなんですけれど、その他、個々の具体的な議会改革、当面の我々が直面するような課題についても、議論が出しっぱなしの課題があるんですよ。それらについて、やはり、議論をできるだけ早くしなければならぬ課題もありますし、そういう点をもう少し整理すると、議論を優先しなければならぬ課題もあると。これについても重要だと思っていますから、やらなければならないけれども、これは、我々の任期中に、ある意味では完成させればいいと。当面、災害にあった場合には、例えばそれはある程度、要項ぐらいだつて、それはそれでいいのかなという感じを私は持つんですよ。例えば、熊本市の議会もかなり大きな問題になりましたけれども、あそこは、要項ぐらいしか作れてなかったんですよ、議論して。大分市は、その関連のところですから、かなり突っ込んだところまで作ってあるということはあるんですけども、作るには、相当なボリュームが、それぞれの会派、議員それぞれが認識をきちんとしないと最後までいかないんじゃないかと思って。提案、我々も会派の中で持ち帰って検討しますけれども、現段階で、その辺を6月までに、一緒についていくことには、もうちょっと議論したいと思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんか。それでは、発言は無いようですので、自由討議は、終了します。次に、委員外議員の発言に移ります。今の議題に関して、意見があれば発言を認めます。希望されるでしょうか。はい、無いようです。それでは、委員にお諮り

いたします。ただ今、議題となっている、加須市議会業務継続計画素案の課題及び工程表については、資料2-1及び2の内容で、決定してよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(「いいです」という人あり)

○3番(新井好一君) 決定というより、持ち帰って検討しますよ。

○委員長(小坂徳蔵君) これは、この内容で、工程表ですので。工程表について、別に異議ありとか何とか言われても。

○3番(新井好一君) 提案だと、一応、受け止めて、報告して、意見を求めなければなりませんから。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、それで結構です。ですから、先ほども小勝副委員長からも話がありましたけれども、これ大事な問題ですので、会派に持ち帰って、これで、一応進めていくと、我々としては。それで会派内に説明して、もし意見があれば、次の委員会でまた意見を述べていただきたいと思います。そういうことも含めて、この内容で進めていくということを決めてよろしいですね。

(「はい」という人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) はい、ありがとうございます。それでは、加須市議会業務継続計画素案の課題及び工程表については、資料2-1及び2の内容で決めてこの方向で進めてまいります。

次に進みます。次の議題は、(2)加須市議会モニター設置要綱(案)を議題といたします。市議会モニター制度の導入に関しましては、本委員会で既に決定済みのことです。そこで、この制度を来年度早々、来年4月から導入を図っていきたいと考えております。これを大前提に取り組んでいきたいと考えております。市議会モニター制度の導入に関しては、資料の3-1、資料の3-2に掲載してあります。本件に関しては、戸田議事課長から、説明をいたさせます。

○議事課長(戸田 実君) はい、委員長。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、それでは、5番の個別案件事項（2）加須市議会モニター設置要綱（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼を致します。まずは、資料の3-1、A4のワンペーパーでございますが、こちらにつきましては、以前、少し前になりますけれども、本年6月1日の第11回特別委員会におきまして、モニター制度の実施の方向性について、それ以前から、各項目についてご協議をいただいた中で、その時点での最終形として取りまとめ、資料として提出したものでございます。それが、こちらの資料3-1のワンペーパーでございます。これを踏まえまして、今回、来年度の当初のモニター制度導入に向けるべく、今度は、資料の3-2になります。ホチキス止めの方です。こちらになりますけれども、若干表現の修正等を行いまして、条文形式で加須市議会モニター設置要綱（案）を作成いたしました。つきましては、条文の数もそうは多くございませんので、順に読み上げて、説明をさせていただきたいと思っております。はじめに目的でございますけれども、第1条といたしまして、この要綱は、加須市議会モニター（以下、「市議会モニター」という。）を設置することにより、加須市議会（以下、「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とするをいたしました。次に、定義でございますけれども、第2条として、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるとし、（1）市民。市民の定義として、本市の区域内に在住、在勤又は、在学する者をいうといたしました。（2）会議でございますが、市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいうといたしました。次に、職務でございますが、第3条といたしまして、市議会モニターは、次に掲げる職務を行うものとする。とし、（1）会議（非公開で行われるものは除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。（2）「かぞ市議会だより」及び市議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。（3）議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。（4）市議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。（5）その他議長が必要と認めた職務といたしました。次に、適用除外につきましてでございますが、第4条として、市議会モニター制度は、市長その他の執行機関に対する要望、提言その他意見を聴取するものではないといたしました。これにつきましては、あくまでも市議会の範疇に関わるものであるということでございます。次に、提出された提言等の処理でございますが、第5条として、市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じて関

係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。2項として、前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとするいたしました。次に、募集についてでございますが、第6条として、市議会モニターは、公募とする。ただし、議長は、適当と認めた団体等に対し、適任者の推せんを依頼することができることいたしました。これは、公募によって、募集がなかったということも想定した上での但し書きとなっております。次に、定員及び委嘱についてでございますが、第7条として、市議会モニターの定員は10人以内とする。2項、市議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。3項、議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこといたしました。次に資格についてでございますが、第8条として、市議会モニターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。(1)として、年齢満18歳以上の市民であること。これは先ほど申し上げましたように、市民の定義は、市に在住、在勤、在学者でございます。(2)市議会の仕組み及び運営に関心があること。(3)市政及び地域社会の発展に関心を持ち、公正な社会的見識を有するものであることとしました。次に欠格事項についてですが、第9条といたしまして、次の各号のいずれかに該当する者は、市議会モニターになることができないこといたしました。(1)市議会モニターとして、中立性及びその品位を損なう恐れのあるとき。(2)として、市議会モニターとして、社会的信用を失墜するような行為を行うおそれのあるとき。(3)その他市議会モニターとして、妥当でないと議長が認めるときといたしました。次に任期でございますが、第10条といたしまして、市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とすることいたしました。2項として、市議会モニターは、再任することができる。ただし、連続して2期を超えることはできないこといたしました。次に、解任でございますが、第11条といたしまして、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該市議会モニターを解任できるものとするいたしました。(1)市議会モニターから辞任の申し出があったとき。(2)第3条に規定する職務を履行しないとき。(3)第8条に規定する資格を失ったとき。(4)市議会モニターとして、ふさわしくない行為があったとき。(5)その他議長が必要と認めたときといたしました。次に、報酬等でございますが、第12条といたしまして、市議会モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、謝礼を支給することができる。何らかの記念品などを支給できるという表現としました。最後に、その他といたしまして、第13条

として、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるといたしました。以上、加須市議会モニター設置要綱（案）につきまして、順次読み上げのうえご説明させていただきます。つきましては、こちらの内容についてご協議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。先ほどご説明がありましたけれども、第4条の適用除外がありまして、この市議会モニター制度は、市長その他の執行機関に対する要望、提言その他意見を聴取するものではないということなのですが、あそこを直してくれと、モニターに言われても議会は受け付けられません。あくまでも、市議会モニターの職務については、第3条の5項目にわたって定めてありますけれども、この範囲内でお願いますということ、第4条で適用除外という形で表したということでご承知おきください。ですから、ここも悪い、あそこも悪いと言われましても、議会としては対応できないという内容のもので、今説明がありました市議会モニター設置要綱に関して、自由討議に入ります。質疑、意見がありましたら、挙手願います。竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 非常に良くできていると思っているのですが、第10条の2の再任することができる。ただし、連続して2期を超えることはできないとありますが、2期だから2年ということだと思いますが、これ、根拠はあるのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。この根拠は、いろいろな11万3千人の市民がおりますので、いろいろな人の意見を市議会に反映してもらおうと。固定的な考え方をずっとモニターとしてお願いするというのは、趣旨に反すると。市議会の活性化、市議会モニター制度は、要するに市民との連携、協働を推進するということが趣旨で行ったことですので、議会に活力を与えていただくと。市民に参画していただく場合には、本来なら1年でいいかもしれませんが、ここに書いてありますように再任で2年までならということにした内容です。要するに活性化を図っていくということで、再任は2年までとした内容です。まさか、議員の任期4年というわけにはいきませんので。

○2番（竹内政雄君） はい、分かりました。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。ほかにごいませんか。大内委員。

○8番（大内清心君） 来年4月から、市議会モニター制度が始まると思うのですが、公募の方法と時期については、どのように考えておられるのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） もしここで皆さんにご了解をいただければ、予算議会の前の全員協議会の時に皆さんにご報告をして、一番最後に、施行期日がありますけれども、それでこの

時点から施行をしていきたいと思っております。それで施行を決めた段階で、3月15日発行の市報がありますので、そこで募集の記事を掲載し公募していきたいと思っております、来年の4月の早々から、市議会モニター制度を、来年の6月議会から実際に議会の傍聴していただいたり、市議会だよりに対していろいろ意見を寄せていただいたり、具体的に機能させていきたいと思っております。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） それについては、分かりました。先ほども出ましたけれども、公募がなかった場合には、議長の方から各種団体の方に依頼をするとあったのですけれども、女性団体代表、青年団体代表、この間の公聴会みたいな形で、こちらからお願いをしていくということになるのですかね。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。これは、公募で市議会モニターを引き受けていただくことが一番良いのですが、場合によっては、公募がない場合も想定しなければなりません。その場合にどうするかということですが、市民との協働を推進していく場合には、この制度が、良いと思いますので、その場合には、団体等にお願いをして推薦していただいて、その方をお願いすると。そういう場合、当然女性の方など、この間の公聴会ではないのですけれども、そういうことを考えながらやっていきたいと思っております。要するに、議会ですから、幅広くいろいろな階層の方たちに意見を寄せていただいた方が良いと思いますので、その関係で、やっていきたいと思っております。

○議事課長（戸田 実君） 委員長、一点よろしいですか。今の中で、まだあくまでも事務局で話をしている中で、仮に公募がなかった場合、今回市民の定義としては、市内に在住、在勤、在学となつてございますので、もし在学という定義を使うことであれば、例えば、平成国際大学の学生とか。特に特別委員会においても、平成国際大学とは連携をしているということもあるので、それも一つの案かなと考えているところですが、まだ事務局の段階ですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 分かりました。内容が、議会の傍聴であったり、市議会議員と年1回は、懇談、意見交換をすとか、いろいろあって、これは無理かなと思った方もいるかなと思いましたが、どれか一つ、例えば傍聴できる方とか、意見交換ができる方とか、すべてをクリアしなくても、もう少しハードルを下げて良いのかなと思ったのですけれども、やはりすべて網羅して、意見を言ってもらおうという方法が良いのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） いや別に、そんなに堅苦しくは考えておりません。傍聴なら傍聴で、

結構です。その人の持ち味を活かしていただいて。市議会だより、ホームページをご覧いただいて、ここをもっとこうの方が良いのではないですかと、意見を出していただける人でも構いません。必ずこの5項目すべてをやらなくてはいけないとは考えておりませんので、柔軟にやっていきたいと考えております。またその都度、委員の方からおっしゃっていただきたいと思います。また、年に一回意見交換会を行うということですから、これはまたこの後の議題になってくるわけですけれども、市民との意見交換会も進めるという、大枠の中の一つのことで、市民の声を聴いて議会運営に、我々が反映させていくという取り組みの一つであるということをお含みおきいただければと思います。よろしいですか。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 最後の第12条の報酬等ですけれども、無報酬ということですが、議長が認めた場合ということですが、これ予算的なことはどのようにお考えですか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、無報酬ということも、いろいろ仕事を考えた場合、あれです。これは、戸田市議会がやっているのですけれども、その辺のことを参考にしながら策定をしたのですけれども、できれば謝礼ぐらいは出していきたいと考えていますが、ただ義務規定にはなっておりません。支給することができるということになっておりますので、これは、議会の予算を見ながらということになってこようかと思っております。

○9番（森本寿子君） 分かりました。毎回の会議には、無報酬ということで。終わった時ということであれば、また、気持ちとしてあるといいのかなと思いますので、よろしく願います。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。資料3-1の一番下段に報酬等がありまして、一番最後の上にごこの時には、記念品という表記があったのですが、今回あの例規上では、謝礼と表記させていただいたのですけれども、記念品も含めた謝礼ということであれば、今、市がPRで作っております。こいのぼり手ぬぐいとかも一つの案として考えているところでございまして、この辺については、特にこれを予算化しているということではございませんので、その都度また、ご意見をいただきながら対応していきたいと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。他にございませんか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。第10条のところですが、ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間ということで、ということは、定員は10人だけれども、年度途中に欠員が生じた場合は、補うということですか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、補っていきたいと思っております。ただ、希望者がいないと、なかなか大変です。ただ、例えば半年でお辞めになるという場合もありますが、これをリセットすると、そこから1年の人が出てきて、半年前からやっていた方は、途中で切れるということになります。市議会として、募集をするときに、募集の時期をどうするのかという面倒な話にもなりますので、残任期間とすれば、1年たった時点の新年度になった時に公募していくということになるのかなど。一応ここにこう書いてあるのですが、希望者がいないと大変なので、一応こういう文言にはしてあるのですが、運用上はなかなか難しいことがあるのかなということをご理解をいただきたいと思えます。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 2ページの第6条の募集ですけれども、原則任期1年ですから、先ほどの具体的な話ですと、3月末に募集をするということなのですが、毎年その時期に行っていくということですね。

○委員長（小坂徳蔵君） そういうことです。4月の年度が始まる時点で公募を行っていくということです。ほかにございませんか。なければ、この加須市議会モニター設置要綱案は、予算議会の前に全員協議会がございまして、そこで報告をして、その時点から施行するというご決めでございまして、よろしいですか。ではそのように施行し、公募を図っていきたく思います。

次は、市民との意見交換会についてを議題といたします。この件については、資料4をご覧ください。意見交換会については、市議会基本条例案の第13条第1項に書かれていることです。これは、議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする、ということになっておりまして、それに基づいて行うということです。来年度から具体的に実施することが市議会改革の課題にもなっております。意見交換会に関しては、前回の委員会で、生涯学習部の所管で市民学習カレッジセミナーに市議会がコミットし、平成国際大学の学生と出前セミナーを実施するという企画を皆さんにご了

解いただいております。また、公聴会で公述人から寄せられた意見に対しては、市議会の見解として、市民との意見交換会については、年度当初に目標を立てて取り組んでいきますと。こういうことを、先ほど局長から説明がありましたように、すでに市民に公表しております。これは、市民に対する市議会の約束事にもなってくるわけです。そこで、来年度、市民との意見交換会をどのように実施していくのか、自由討議によって方向性を出していきたいと思っております。その前提として、意見交換会に関する要綱案を作成しました。これが資料4です。5項目ですので、読みます。議会基本条例第13条第1項による市民との意見交換会は、本要項に基づいて実施する。なお、同条第2項による、議会報告会もあわせて実施することができる。②として、意見交換会は毎年度の当初において、対象範囲、回数等について企画し、計画的な実施に努めなければならない。③として、意見交換会の開催は2部構成とし、第1部は「市議会の議会報告会」とし、第2部で意見交換会を実施することができる。④として、意見交換会で、市民から寄せられた意見は、後日に意見交換会を主催した委員会等で協議し、全員の賛成があった意見（政策）についてとりまとめ、議長を通じて、執行部に対して実施を求めることができる。なお、求めた文章は全議員に配布する。ということでありまして、これはどういうことかといいますと、市議会基本条例案の第14条は、議員は、議会の政策立案及び政策提言機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くさなければならないというような条文がございまして、政策提言機能を発揮するためにはこういう形が良いのではないかと。もしこれを、ただ意見を聞くだけにすれば、議会と意見交換会を行っても何も意味がないというようなことにもなりかねませんので、後で、良く議員間で自由討議を行って、全員の賛成があったものについては、政策として執行部に提案し実現を図っていくという趣旨であります。それから⑤として、意見交換等を実施した内容については、市議会ホームページ及び市議会だより等で、市民に遅滞なく公表するものとするということの内容であります。一応、4月から実施していくことになりまして、今から、どういう市民との意見交換を行っていくのかを、皆さんからあらかじめ意見を出しておいていただかないと、準備が整いませんので、自由討議にしたいと思っております。もし、意見がありましたら。新井委員。

○3番（新井好一君） この件は、非常に大事な件ですので、我々議員活動していく中で、極めて重要な課題だと思います。新年度に実施していくことについては賛成です。それで、今委員長が言った件は、一般的に誰でも参加できるということはありませんけれども、なかなかそうはならないので、自治協力団体連合会とか様々な団体がいくつかありますので、そのよ

うな団体にあらかじめお願いするのは、十分あるのかなと思います。それを前提にしながら、誰でも参加しても結構です、ということで実施する必要があるのかなと。ただ、あと地区の問題があります。地区の問題をどのように配置するのか、例えば北川辺の人が騎西に行くとか、騎西の人が北川辺に行くとかは、少し無理なので、それをどのようにするかの課題は、どうしても。例えば、議会が4ブロックぐらいでやるというのであれば、そういうブロック制を考える必要があるのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかにございますか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。議会報告会と、意見交換会を抱き合わせでやるということは大事だと思っております。④のところですが、後日に意見交換会を主催した委員会等で協議とあるのですが、そうすると実施主体は委員会等ということですか。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、委員会等ということにしてあるのですけれども、常任委員会、特別委員会があります。特別委員会でやる場合もある。特別委員会もこの先つくって、意見交換をすることも。それを全部含めたということです。28人全員が出席しての意見交換会は、交換会にならないと思います。議会報告会なら、それで。議会報告会でも28人全員一緒では無理だと思います。それはやはり10人だとかに分けないと、グループに分けてやらないと無理だと思うのです。そういう意味で、委員会等としてなかなか表現が難しいところで、このようにしたということです。

○7番（佐伯由恵君） 了解しました。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 新井委員からも出たんですけれども、やはり本当であれば、市民が、集いやすいところとなると、市政についての話し合いの場になるので、それは厳しいと思うんですね。であるならば、例えば騎西、北川辺、大利根、加須であれば、2つに分けるとかというくらいにした方がいいのかなと思ったんですけれども、以前、確か地元の議員は違う場所に行った方がいいという意見が出たと思うんですけれども、この辺も、しっかりと協議して決めておかななくてはならないかなと思っているんですが。考え方として開催の範囲とか、また議員が委員会であれば委員会ごとの委員がいますから分かるのですけれども、そうではない議会の報告となった場合には、どういう。例えば、加須の議員は北川辺だ、騎西だ、大利根だって区分にするのか、その辺のところを、きちんと決めてお

いた方がいいのかなっていうふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。議員の地元から離れてやった方がいいというご意見なんですけど、議会報告会の場合なんです、議会報告の場合。これのことを言っているんです。ただ、我々が、ここで言っているのは議会報告会も抱き合わせでやるんですけども、あくまでも意見交換会だと。ですから、あまり地元だとか云々は、あまり考えなくてもいいんじゃないかなと思っております。議会報告会としてやるのではないので、これは。あくまで、意見交換会が主体であって、それで議会報告会もそこで、抱き合わせでやるということですので、あまりそこは、意識しなくてもいいのかなと思います。そういうことです。それと、要するにどういう形でやるのかというのが、私には、全く案はありません。ですから、皆さんに自由討議で意見をいただいて、皆さんが良いようにやっていきたいと思っております。それで、自由討議にしておるわけでありまして。ただ、一応、要項だけは決めておかなければいけませんので、これをつくったということです。それと、やはり、ただ意見交換をして聞きっぱなしということにはいかないと思っております。議会として、責任を負わなくてはいけないと思っております。それはやはり、例えば特別委員会で意見交換会をやった場合には、そこで出された意見については、意見交換会で、議論をして、みんな、それでいいんじゃないかと、全員一致のことについてだけ、議長を通じて、そして、市長部局に方に実施を提案していくということです。それが要するに政策提言機能の発揮ということになるということです。ですから、全体の議会基本条例の趣旨を踏まえて、こういう形がいいのかなということにしたということです。もう一回言いますけれども、いいですか。何か、私、案があるということはないですからね。

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 過去、市政についての話し合いで、参加の方たちを見ますと、ほとんどが自治会の人たちが、各自治会で、3、4人とか、5人とか、強制的に出ている方が、だいたい7割から8割くらいなのかな。そういうふうに考えていくとですね、ある程度絞りながら、その都度、例えば今回は若い人たち、例えば、農業の後継者とか、商業の後継者だとか、青少年相談員だとか。そういう中で今回は中年層で、筋トレやっている人とかですね。それと今度、高齢者のいろいろな団体があるんですけども、ある程度絞った方が、意外と意見も出るんじゃないかなと思っております。その辺も検討してください。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員、今おっしゃったことが私、非常に大事だと思っております。例えば、高齢者の団体との話し合いであるとか、あるいはスポーツ関係者との話し合

いであるとか、あるいは教育関係者だとか、あるいは、いろいろ問題があるとは思いますが、PTAの皆さんだとか、あるいは、さっきおっしゃった、農業団体の若い人たちの意見を聞くとか、そういうことを皆さんから出していただいて、それで、いくつか絞って、じゃあ、やっていこうというのが、一番いいんじゃないかな。そうすれば、意見交換の焦点が絞ってこれることなのですね。それを、皆さんに出していただいて、それで計画を立てて、各団体をお願いをして、それで議会と、そちらの団体の人たちとの調整が取れた日程で、計画していけばいいのかなと思います。そう意味では、先ほどの高齢者だとか、あるいは福祉関係だとか、福祉関係でもいろいろありますよね。それを皆さんから出してもらって、皆さんで意見を集約して、それで決めていきたいなと、そんなふうに思っております。

○9番（森本寿子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） はい。各種団体等と意見交換等も大事かと思えます。あとは、第1部は市議会の議会報告会ということで、これは、どういうふうに作っていくのか、また、各会場、同じことをやっていくのがいいのか。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか、森本委員、率直に申し上げます。こんなイメージで思っております。例えば、さっき話がありました、例えば高齢者の団体との話し合い、意見交換会ありますよね。市民プラザかぞなら市民プラザかぞで、会場にしてやるということにします。その時には、その会場で第1部として、議会報告を20分ぐらいですか、やっていただいて、何か意見がありますかということで、そのあと意見交換会ということにしていけばいいのかなと。イメージとして。あくまでその場で行います。そのパターンは、例えば福祉関係の人たちとの懇談を、そういう形でやっていけば。パターンとしては、やっていけるんじゃないかなと、それが、要するに2部構成ということですよ。

○9番（森本寿子君） 議会報告は、どういうものをテーマにするのかとか、6月議会でやったことなのか、そういったこと、内容を誰が決めていくのかとか、統一しなきゃいけないんじゃないですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員、それについてイメージとして、例えば1月にやることにしたら、一応12月議会をやっていますので、その内容を中心にして、どなたがやるかということについては、この中で、例えば、森本委員やってくださいよとか、佐伯委員やってくださいよ、竹内委員やってくださいよってことで決めて、その人が代表してやっていただくかということになるかと思えます。変な目で見えていますけど、森本委員。

- 9番（森本寿子君） 報告内容も、その方たちが、委員の方が決めていくんですか。
- 委員長（小坂徳蔵君） 森本委員、報告内容については、その決められた議員が責任をもってやるということです。その中で、これだけの委員がいれば、10人いますから、例えば質問がきた場合に、どなたかが、私の方から補足しますというようなことで、カバーしていくというようなことになるかと思います。
- 9番（森本寿子君） はい。分かりました。
- 委員長（小坂徳蔵君） 森本委員、いいですか。意味、分かりましたか。
- 9番（森本寿子君） はい。
- 8番（大内清心君） はい。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。
- 8番（大内清心君） はい。今の話で、意見交換会。この議会改革特別委員会の10名ではなくて、28人議員いますよね。その人たちも関わっての意見交換会のほうがいいのかなどというふうに思っているんですけども、今の話だと、10名がということですか。
- 委員長（小坂徳蔵君） これは、分かりやすいように特別委員会で言ったので、例えば総務常任委員会でやりましょうというなら、そちらの方で、その時に決めていただければいいのであって、そのことについては。ただ、やるときはこの要項に基づいてやってくださいねということはありません。
- 8番（大内清心君） はい。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。
- 8番（大内清心君） 先ほどの団体ごとにとすることは非常にいいなと思って、高齢者には高齢者の意見があったり、子育て世代には、子育て世代なりの要望もあると思いますので、そういった方々の意見を聞き、その団体ごとにするということは、すごくいいことだと思っただんですけども、それを全ての団体とやっていくというのは、1回で終わらないと思うんですけども、6月議会の後は、この団体。9月議会の後は、この団体っていうふうにしていくのか、あるいはある程度、限定で行っていくのかというのは、どのように。
- 委員長（小坂徳蔵君） 大内委員、おっしゃっている意味が分かりました。まずは、だいたい年度初めに決めますので、今年は仮に3回にしますと。3回ならどの団体ですかと。高齢者だと。あと子育て世代だと。それと農業団体だということで、これは、要するに平成30年度は、これだけと。また、その時は、あとは改選になって、その人たちがまた出た時に、いろいろ話し合っただけで出していただいて、あるいは各常任委員会もありますから、その辺でお互

い手分けしてやっていくということで、よろしいかなと思っております。一応、だから限定です。

はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。とにかくやるという行為が初めてなので、あまり欲張った内容ではできないと思うんだよね。やって、次につなげられるということで、蓄積していくということが大事なんで、やはり、その辺あまり無理のない計画でやった方がいいと思うんだよね。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。それで、先ほどの新井委員の話じゃないですけども、初めての取り組みですので、特別委員会で、まずは最初に責任として、実績を作っていかなければ、他の方につながっていかないのかなと思いました。

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 時間の関係もありますので考えてきていただいて、次の時に、竹内委員、出していただけませんか。

○2番（竹内政雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） あの、それぞれ考えてきていただいて、それで皆さんで意見の調整を図って取り組んでいきたいと思いますので、よろしいですか。

（「はい。」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） それと、市民との意見交換会に関する要項もこれでよろしいですか。

（「はい。」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、これも予算委員会前の全員協議会で報告をして、それで、施行するようにしますので、よろしくお願ひします。では、時間の関係もありますので、6番の今後の協議の方向についてを議題といたします。まず、(1)の常備消防体制の研修についてですが、これは、資料の2-2。2ページをご覧ください。上の方に1月、2月、市議会で研修を実施するというので、今日ですね、危機管理防災課長から説明をいただきまして、

大変、勉強になったと思うんです。そのあと、我々も市議会版BCPを作っていくわけですから、常備消防はどうなっているのかと、どういう動きをするんだと、全く我々分かっていないわけですね。ですから、1月か2月に埼玉東部消防組合加須署の担当者を招いて、常備消防の災害対策について研修したらどうなのかというのが提案です。内容については、広域後の常備消防体制はいったいどうなっているんだと。この間、消防ポンプ車の交付式で、市長から災害が起きた場合には、分署は一人を除いて全員出動するんだという話もございましたので、ちょっと、どうなっているか分かりませんし、そうすれば、我々が市議会版BCPをつくっていく上で、大変勉強になるんじゃないかと、勉強になってくるんじゃないかなと、そんなふうに思っています。今日、特別委員会だけで今井課長に来ていただいたんですが、どうも、もったいない感じがしますので、市議会全体でやった方が良くないかなのか。それについてはまた、ここに枠組みで書いてあるんですが、議会基本条例案の第15条ですね、議会は、議員の資質並びに政策立案及び政策提言の能力を高めるため、議員研修を特に重視し、その充実強化に努めなければならないというような内容にもなっておりますので、ここにも合うということなので、皆さんが良ければ、事務局で消防の方と調整をしてもらって、この時期に、予算議会の前に研修会を行っていきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

(「はい。」という人あり)

- 委員長（小坂徳蔵君） はい、事務局の方で、日程の方を調整をしていただいて。
- 事務局長（江原千裕君） はい。
- 委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。
- 事務局長（江原千裕君） はい、この件につきまして、事務局の方で、埼玉東部消防組合加須署の方に、現在、相談しているところでございまして、まだ、具体的な日程スケジュール、場所は、内容も、決まっていないのですけれども、こちらからご相談している内容は、広域後の常備消防体制について。それから、加須市内の災害対策についてご教授いただきたいということで相談しております、日程のこちら側からの第1希望としましては、次回の特別委員会が開かれる1月26日の午後1時30分を第1希望ということでお伝えして、相談している最中でございます。
- 委員長（小坂徳蔵君） そんなふうで、段取りをしておりますので。

○3番（新井好一君） いいですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。

○3番（新井好一君） 内容的なことなんだけど、消防議会のことは東部消防議会の内の様々な課題については、議会があるんだから、議会の中で質問するんだとか、そういうことも可能なわけで、当然できるわけですよ。ただ問題は、重要な地域との課題が、もし、設定があったときに、なかなか消防の関連では発言というのが、加須市議会の中で一般質問するようなことってというのが、難しいんだよね、非常に。その辺の整理っていうのを、もう少し、しておいた方がいいのかなって感じがするんですけどね。どんなふうに考えているのか。

○委員長（小坂徳蔵君） そういう研修を通じて、加須市議会が加須消防署とコミットできる関係を作って、これを積み上げていけば、今話したような内容も、少しは氷解していくのかなど、そんな感じもします。いずれにしても研修は、そんなことで、実施したいと思いますので、議長の方を通じて、これ、やらなきゃいけません。そういうことで、進めていきますので、ご了解をお願いします。

（「はい」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、そのように進めてまいりますので、江原局長、段取りの方、お願いします。

○事務局長（江原千裕君） はい、分かりました。

○委員長（小坂徳蔵君） それから、今後の日程の関係なんですけど、1月26日の午前9時30分に第19回の議会改革特別委員会を開催いたします。これについては、まずは、骨子3つぐらい考えております。それはパブリックコメントを行いますので、もし意見があれば、その時点で、中間報告をいたします。それから市議会版BCPの策定、さっき初動マニュアルをまずは皆さんにお示しをするということを言ってありますので、これをお示しをして、これは、勤務時間内に発生した地震ということで、まずは皆さんに、お示しをします。そこで自由討議をしたいと思っております。それから市議会モニターの広報。これは、その時に市報に載せますので、その辺のことも皆さんにお知らせしたいと思っております。そういうことを考えております。それから、第20回関係も事前に皆さんにお知らせしておきます。第20回の委員会は、2月7日水曜日なんですけど、2月9日は予算議会の開会です。その前の、2月7日の水曜日、午前9時30分からこの第1委員会室で開催したいと思っております。スケジュール

ル調整をお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」という人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） 言っておきますが、2月9日に予算議会が招集、開会する予定ですので、その前に一度やっておきたいということでございます。それから、次第に書いてありますが、2月9日、これ議会の初日ですが、本会議終了後に第5回執行部との事前協議を行っていきます。これは、パブリックコメントが終わりますので、それを踏まえて最終的な執行部との事前協議となります。また、内容についてはお知らせしますが、そういう予定でいるということで、お伝えしておきます。

以上で、本日の協議は、すべて終了いたしました。本日の、議事内容については、また、特別委員会の通信を発行いたしまして、市議会のホームページに掲載して、議員各位に配布いたします。くれぐれも、市議会版のBCPについては、先ほども申し上げましたが、それぞれ会派の中で、よく検討していただいて、また意見を言っていたきたいと思います。

これで、本日の議事は、すべて終了いたしました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会にあたり、小勝副委員長から、あいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） 12時を過ぎまして、長時間、熱心に協議いただきまして、ありがとうございました。今、話がありましたように、年明け、パブリックコメントでございますので、前回の資料等、各委員さん、いただいていると思います。それぞれ、お知り合いの方に意見をいただけるように働きかけをお願いしたいと思います。また、新しい年お世話になりますけれども、良い年を、お迎えいただきますようお願いしまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。では、委員会は、今回が今年は最後でございます。委員各位におかれましては、どうぞ、ご健勝で、良いお年をお迎えください。どうも、ありがとうございました。

散会 午後12時15分